

ふくおかけんりつとくべつしえんがっこう きたきゅうしゅうこうとうがくえん せいとこころえおよ こうそく
福岡県立特別支援学校「北九州高等学園」生徒心得及び校則

せいとこころえ
生徒心得

1 学習に関する心得

- (1) 学校生活すべてにおいて、学習の場と捉え、「社会的・職業的自立」を目標におき、成長しようとする態度で臨むこと。
- (2) 授業にあたっては、一人ひとりが時間を見て、始業時間前に入室し、授業の準備をして自主的・主体的に行動するよう心がけること。

2 生活に関する心得

- (1) 挨拶は自ら進んで行うこと。
- (2) 相手、場所、時間を考え、正しい言葉遣いや行動をすること。
- (3) 安心・安全な集団生活を送れるよう自分の気持ちを安定させ、学校又は社会の一員としての自覚をもつこと。

こうそく
校 則

1 服装等

学校で決められた制服を着用し、清潔で好感をもたれるような服装であること。

ブレザー、ネクタイ、ズボンまたはスカートは学校指定のものを着用するものとする。

※衣替えは、生徒各自が体調に合わせて、服装の調整を行うこと。カーディガンの着用も可。

半袖シャツ・・・白色のカッターシャツ、ブラウス又はポロシャツ（各自購入）

長袖シャツ・・・白色のカッターシャツ、ブラウス（各自購入）

※式典の際は、カッターシャツでネクタイを着用すること。

ネクタイ・・・長袖のカッターシャツを着ている場合は、ネクタイを着用すること。

ただし、県の定めるクールビズ期間はその限りではなく、それ以外の期間は着用すること（ネクタイがどうしても着用できない生徒は異装届を出す）。

インナー・・・無地の白色、黒色、グレー、ベージュとする。

靴下・・・白、黒、紺色とする。

（くるぶしより上の長さの靴下で、ワンポイント、ラインは可）

ベルト・・・黒、茶色の革及び布製のベルトとする。

カーディガン・・・白、黒、紺、茶、グレーとする。

ベスト・・・・・・・・白、黒、紺、茶、グレーとする。

防寒着・・・・・・・・素材については自由とする。派手な刺しゅうや柄、ファーのついてないもの、ブランド品などの高価なものでないものとする。タイツやストッキングについては、黒色もしくはベージュとする。

通学靴・・・・・・・・通学時に安全な靴とする。

上靴・・・・・・・・学年カラー（各自購入） ※赤、青、緑の3色

名札・・・・・・・・学校内では、胸ポケットに名札をつける。名札にシール等をつけない。

胸ポケットに名札をつけることができない場合は、ネームタグを貸し出す。

体操服・・・・・・・・学校指定の半袖シャツ、ハーフパンツ（紺色）、長袖上下ジャージ、白色帽子

作業服・・・・・・・・学校指定の長袖シャツ、スラックス、ブルゾン、帽子、ベルト

※半袖ポロシャツについては、白・黒・紺で無地（各自購入）。

2 通学用かばん（各自購入）

(1) 白・黒・紺色などのバック又はリュックを使用すること（メーカーのロゴは可）。

(2) 通学用かばんのキーホルダーについては、目印程度で認める。ただし、「数が多すぎる」「危険である」「大きすぎる」等、望ましくない場合は適宜指導を行う。

3 髪型等

常に清潔を心がけ、端正であることが望まれる。学校生活を送るにふさわしい髪型であること。

① パーマ、リーゼント、モヒカン、剃り込み、脱色、染髪、眉剃りは禁止する。

② 髪はきちんと手入れをして清潔を保ち、過剰な整髪料は使用しない。また、整髪料の香り（匂い）は周りの人の妨げにならないようにする。

③ 後ろ髪が肩の線を越えた場合は、ヘアゴムで束ねる。

④ ヘアピン、ヘアゴムを使用する場合は、黒、紺、茶色とする。

⑤ 口紅、マニキュア等の化粧及び指輪、ネックレス、ピアス等のアクセサリーの類については禁止する。

4 スマートフォンの取扱い

(1) スマートフォン等の所持は、保護者等の申し出による許可制とする。

(2) 原則、学校内での使用は認めていないが、学習において使用する場合もある。自宅や学習で不適切な使用を繰り返した場合、許可を取り消すこともある。

(3) 許可されたスマートフォン等は、登校後・帰舎後に学級担任及び寄宿舎担当職員に預けること。

5 通学

- (1) 不要な金銭を持ち歩かず、友人へのお金の貸し借りは禁止する。
- (2) 登下校の途中で買い食いをしない。
- (3) 登校したら、貴重品は担任・副担任、または寄宿舎担当者に預ける。
- (4) 公共の乗り物の中では、騒がない。マナーを守る。

6 校外生活

- (1) 友達同士での外泊はしないこと。
- (2) 保護者等同伴でない18時以降の夜間外出や遊技場等への出入りはしないこと。
- (3) 運転免許の取得は原則として禁止する。ただし、進路に関わることで取得が必要な時は、保護者等が申し出をし、協議の上で認める。

7 その他

- (1) 学習に必要なものは持ち込まないこと。
- (2) 身分証明書は常時携帯すること。

8 特別指導について

- (1) 下記の行為並びにそれに該当するような行為をした時には、特別に指導（以下「特別指導」という）を行うものとする。
 - ア 喫煙・飲酒・薬物乱用などの法律違反行為
 - イ 窃盗・万引き・恐喝・傷害などの犯罪行為
 - ウ バイクの無免許運転などの道路交通法違反行為
 - エ 暴言・暴力・いじめなどの法律違反行為及び人を傷つける行為
 - オ 頭髪及び服装違反などの校則違反の行為
 - カ 性的な問題行動
 - キ その他、指導が必要と認められた場合
- (2) 特別指導にあたっては、本人の内省、自覚を促すために、個人の実態等に応じた指導を行う。授業から抽出して個別に説諭や、作業及びカウンセリング等を行う場合がある。
- (3) 特別指導の期間については、問題行動の種類や程度及び個人の実態や理解力に応じ、臨機応変に対応するものとする。
- (4) 特別指導にあたっては保護者等にも趣旨を理解していただくため、開始・終了時に保護者等立ち会いの下、家庭での協力、指導を依頼することがある。